

令和2年第10回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和2年10月12日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第10回農業委員会を招集した。

※議案第5号 審議番号4番の取下を審議前に周知

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三		

(※20番から23番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
- ・議案第 1号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 6号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松田 勝久
係長	中村 敬一郎
事務吏員	松尾 康年
事務吏員	水落 ひかる
事務吏員	岩切 範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

(開会 14:00)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、令和2年第10回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前
にご連絡いたします。本日は欠席の委員はありません。よろしくお願ひいたします。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に14番櫻木委員、1番藤原委員を指名いたします。よろしくお願ひします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。
- 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。
6ページまで31件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から31番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて発言をお願いします。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。
7ページをお開きください。次に、報告第2号「農地法第3条の規定による許可の取消願に
ついて」事務局の説明を求めます
- 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告第2号について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、以上で報告第2号を終わります。
8ページをお開きください。次に、議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)
について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお
願ひします。
- 事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となり
ますよろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の10番手島
委員、17番樋口委員、32番橋本委員を指名いたします。
次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいた
します。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の15番穴見
委員、22番坂田委員を指名いたします。
次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいた
します。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の19番後藤
委員、28番窪山委員を指名いたします。
次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の11番手島委員、33番草場委員を指名いたします。
次に審議番号5番について事務局の説明を求めます

事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の15番穴見委員、22番坂田委員を指名いたします。
次に審議番号6番について事務局の説明を求めます

事務局 (岩切) 審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号6番について、担当地区委員の1番藤原委員、6番田中委員、21番浦塚委員を指名いたします。
審議番号1番から6番を一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番から6番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第1号は可決されました。
10ページをお開きください。次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。11ページまで7件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。

4番 (森山委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりですが、現況地目は「田」となっていますが現地調査をしたところ「畑」になっていました。契約は売買です。それから、屋形原の方が筑前町との境界付近の農地を取得されるのですが耕作等に問題はないと思います。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(17番挙手)

17番 (樋口委員) この件についてですが、譲受人は高齢であり、取得後もそのまま耕作するための売買ということではよろしいのでしょうか。

議長 事務局より説明をして下さい。
(事務局挙手)

議長 事務局

事務局 (水落) 申請は、行政書士よりありますが、その際、譲受人は農地を山間部のみに所有してあるため、平地で農業を営みたいということをお伺いしておりましたので受付したところです。

議長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、他に質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
議長交代：会長 → 副会長
- 議 長 議長を交代しました。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。
議長を会長と交代します。
議長交代：副会長 → 会長
- 議 長 議長を交代しました。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
- 17番 (樋口委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は病気のため離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
- 17番 (樋口委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。
- 2番 (樋口委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営

縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号5番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番 (林委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号6番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。

12番 (畑委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号7番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

ビデオ上映後に休憩をとりたいと思います。

準備をお願いします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14時56分まで休憩します

(休憩 14時46分→14時56分)

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開します。

12ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。2件ございます。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。

14番 (櫻木委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載の

とおりです。転用の目的は農地改良、一時転用です。転用の理由は平成29年の7月の豪雨災害で田と用水路が被災し、田として利用できないため、3.1m地上げして排水を良くし、畑として利用するものです。

農地法の運用は農用地区域内にある農地、用途区分は農用地区域内、農地の区分は農用地区域内農地に該当します。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。

12番 (畑委員) 審議番号2番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は貸露天資材置場の整備。転用の理由は賃料収入を得るため貸露天資材置場を整備するものです。なお、申請には始末書が添付されております。

農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

13ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。14ページまで9件ございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設。理由は高齢となり生まれ育った秋月に戻るため、自己用住宅を建設するものです。農地法の運用はその他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。生活排水等の処理についても下水道接続、雨水排水処理については地元と合意が成立しています。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。

4番 (森山委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議

案書記載のとおりです。契約は贈与。転用の目的は貸露天資材置場と貸露天駐車場の整備です。農地法の運用は、用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。生活排水等の処理についても地元と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

全委員 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。
次に、審議番号3番から4番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長 議長交代：会長 → 副会長
議長を交代しました。

19番 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
（後藤委員）審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備。理由は建設業を営んでありますが、事務所と駐車場が県道拡幅で一部収用されるため駐車場を整備するものです。農地法の運用は、宅地化が見込まれる区域内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。なお、雨水等は水路へ放流することで、区長及び水利組合と合意済みです。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 （後藤委員）審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場及び通路の整備。理由は駐車場が不足していることと、隣接する工場への大型車用通路の確保です。農地法の運用は、用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、雨水等は水路へ放流することで、区長及び水利組合と合意済みです。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 （「ありません。」）

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。
議長を会長と交代します。

議長 議長交代：副会長 → 会長
議長を交代しました。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。

- 1 1 番 (手島委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃借権。転用の目的は露天資材置場の整備。理由は資材置場が手狭なため、事務所の近隣地に整備するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。生活排水等の処理についても地元と合意が成立しています。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。
- 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。
- 1 1 番 (手島委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設。理由は現在借家住まいのため、自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。生活排水等の処理についても地元と合意が成立しています。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。
- 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。8番森部委員。
- 8 番 (森部委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は農家住宅の建設。理由は橋の架け替え、道路拡幅により自宅を立ち退くため、農家住宅を建設するものです。農地法の運用はその他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。生活排水等の処理については下水道接続、雨水等は水路へ放流することで地元と合意済みです。
- ご審議方よろしく願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。
- 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。
- 1 3 番 (田中委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は倉庫の建設及び露天駐車場の整備。理由は隣地で電気工事業を営んでいるが手狭なため、倉庫と駐車場を整備するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。生活排水等の処理についても地元と合意が成立しています。

- ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします
- 2番 次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。
 (樋口委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備。理由は役員を務める会社のトラック等を自宅敷地に置いているが手狭なため駐車場を整備するものです。農地法の運用はその他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。雨水等の処理についても地元と合意が成立しています。
- ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。
- 15ページをお開きください。次に、議案第5号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号1番から2番については、推進機構からの買入れです。審議番号3番から5番、6番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から4番を除く6番までの各計画につきましても、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
- ご審議方よろしくお願ひいたします。
 (審議番号4番については取り下げ。)
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番から4番を除く6番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
 なければ、審議番号1番から4番を除く6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第5号は承認とし市長へ通知いたします。
- 17ページをお開きください。次に、議案第6号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。2件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。
- 14番 14番櫻木委員
 (櫻木委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地の状況は農用地区域外、第2種農地、20年以上前から非住地地課税がされています。現状については写真でご覧いただいたとおりです。
- ご審議方よろしくお願ひいたします。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。
- 18番伊藤委員
- 18番 （伊藤委員）審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地区域外、第2種農地、平成29年7月の豪雨災害により被災しています。被災前の状況とは一変しているため非農地判断はやむを得ないと思います。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

（会議終了時刻 15:26）